令和２年（2020 年）12 月 18 日
令和２年度第３回介護保険運営協議会
【 資 料 ２ 】

地域密着型サービス事業者の指定に係る意見について
（意見聴取事項・事後審議）

１　指定地域密着型通所介護事業所　２事業所

（１）サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用定員は19人未満。

（２）指定申請案件

① デイサービス　はち

申　　請　　者	横須賀市追浜南町２－46 合同会社追濱南 代表社員　矢沼　豊一郎
事 業 所 名 称	デイサービス　はち
事業所の所在地	横須賀市船越町４－24－36
サービスの種類	地域密着型通所介護
事 業 開 始 日	令和２年11月１日
利　用　定　員	10人
実 施 単 位 数	１単位
営　　業　　日	月曜日から金曜日（祝日は休み、12/29～1/3休み）
営　業　時　間	８:30～17:30
サービス提供時間	９:00～16:00
通常の事業の実施地域	横須賀市（追浜地区、田浦地区、逸見地区）
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	食費（おやつ代含む）　800円 紙おむつ　90円、　紙パンツ　70円、　パット　30円 外出レク時の費用　実費、　個別必要な介護用品等　実費

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

			要　　件	指定案件（デイサービス　はち）
人員基準	管理者		常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員及び介護職員と兼務
	生活相談員		提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置（介護福祉士）
	利用定員10人以下	看護職員又は介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 単位ごとに常時１人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	適正に配置
	利用定員11人以上	看護職員	専従１以上 看護師又は准看護師	
		介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上 単位ごとに常時１人以上	
	生活相談員又は介護職員		１以上は常勤	生活相談員常勤１人 介護職員常勤１人
	機能訓練指導員		１以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師１人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要　　件	指定案件（デイサービス　はち）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	30.92㎡≧30㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、煙感知器
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護　　デイサービス　はち　　位置図

デイサービス　はち　平面図

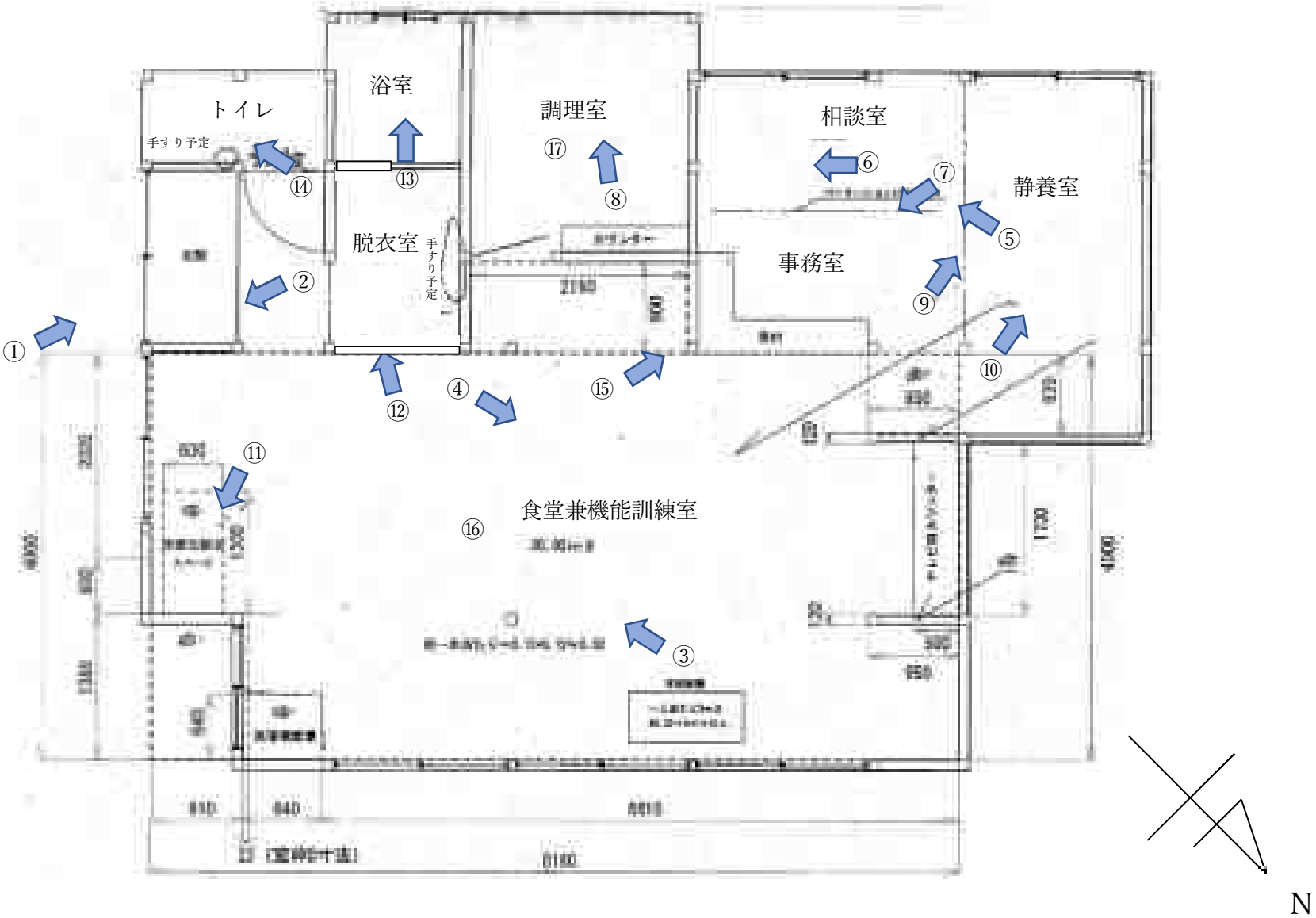

【現地写真】デイサービス　はち
（令和２年 10 月 19 日撮影）

① 入口

② 玄関

③ 食堂兼機能訓練室

④ 食堂兼機能訓練室

⑤ 相談室（パーテーション）

⑥ 相談室

【現地写真】デイサービス　はち
（令和２年 10 月 19 日撮影）

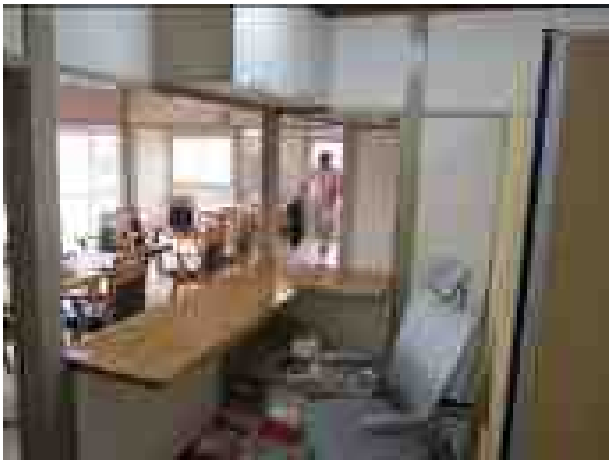

⑦　事務室

⑧　調理室

⑨　静養室

⑩　静養室

⑪　洗面台

⑫　脱衣室

【現地写真】デイサービス　はち
（令和２年 10 月 19 日撮影）

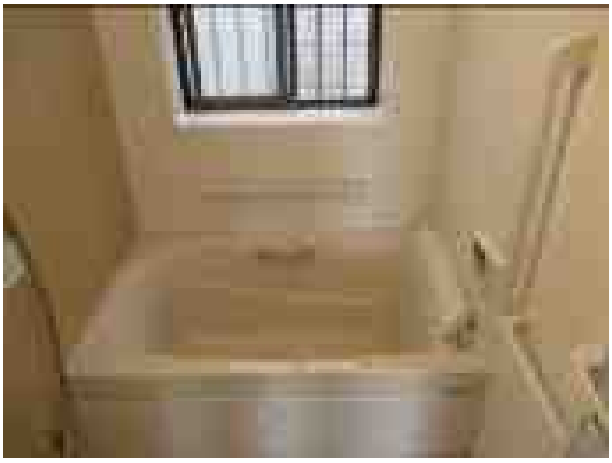

⑬　浴室

⑭　トイレ

⑮　消火器

⑯　煙感知器（食堂兼機能訓練室）

⑰　煙感知器（調理室）

【現地写真】デイサービス　はち
（令和２年 10 月 19 日撮影）

② デイサービス　ジョイ　クラブ

申　　請　　者	横須賀市長坂４－20－23 合同会社ジョイ倶楽部 代表社員　太田　淳子
事業所名称	デイサービス　ジョイクラブ
事業所の所在地	横須賀市林１－22－８
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和２年12月１日
利用定員	15人
実施単位数	１単位
営　　業　　日	月曜日から金曜日（12/31～1/3休み）
営業時間	８:30～17:30
サービス提供時間	９:30～16:30
通常の事業の実施地域	横須賀市
利　　用　　料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	キャンセル料　１日前までに連絡　料金の50% 当日の連絡又は連絡なし　料金の100% 食費（おやつ代含む）　850円 おむつ代　130円、　パッド代　100円 通話代　100円（３分当たり） コピー代　20円～100円 レク代　100円～500円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

			要　　件	指定案件（デイサービス　ジョイクラブ）
人員基準	管理者		常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務
	生活相談員		提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置（介護福祉士）
	利用定員10人以下	看護職員又は介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ 単位ごとに常時１人以上 看護職員は、看護師又は准看護師	
	利用定員11人以上	看護職員	専従１以上 看護師又は准看護師	適正に配置（准看護師）
		介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１ ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上 単位ごとに常時１人以上	適正に配置
	生活相談員又は介護職員		１以上は常勤	生活相談員常勤１人 介護職員常勤１人
	機能訓練指導員		１以上 （事業所の他の職務と兼務可能） 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	准看護師１人

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要　　件	指定案件（デイサービス　ジョイクラブ）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	57.55㎡≧45㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
利用定員		利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員15人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護　　デイサービス　ジョイクラブ　　位置図

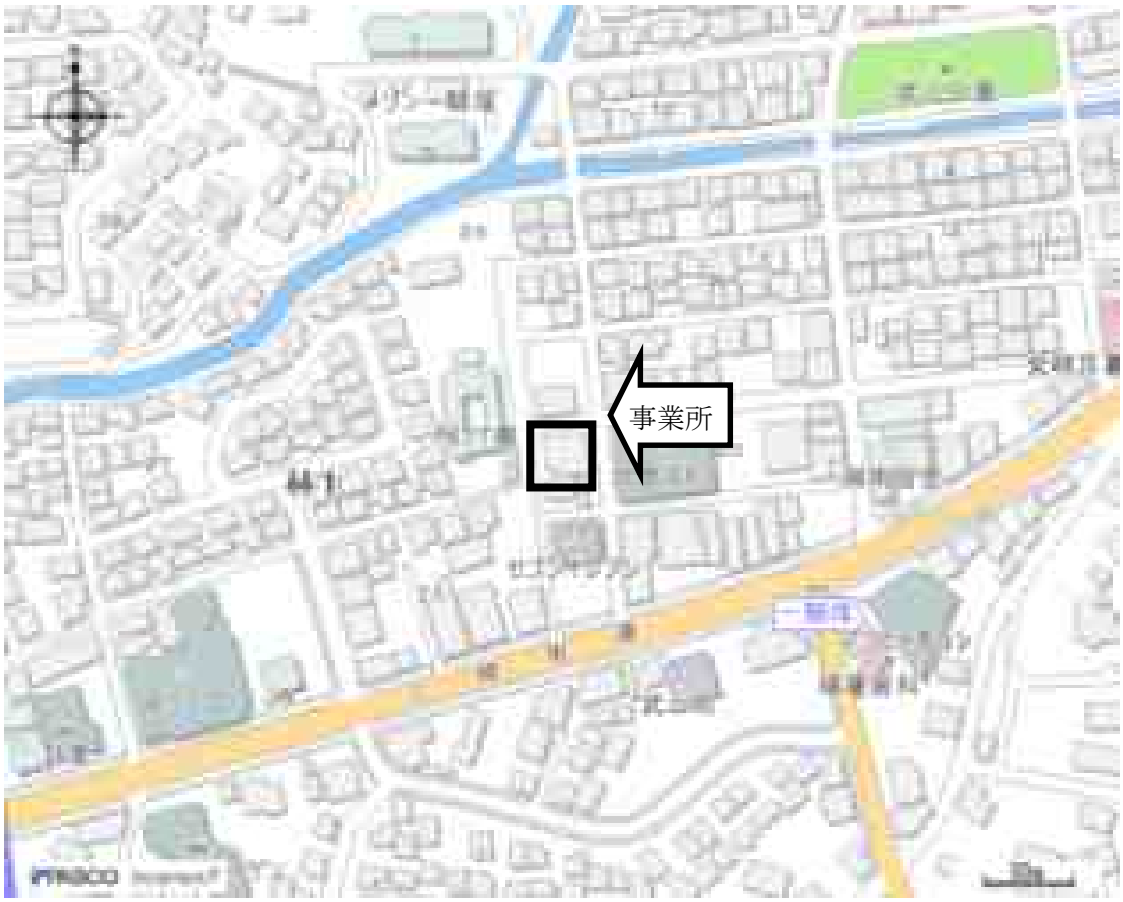

デイサービス　ジョイクラブ　平面図

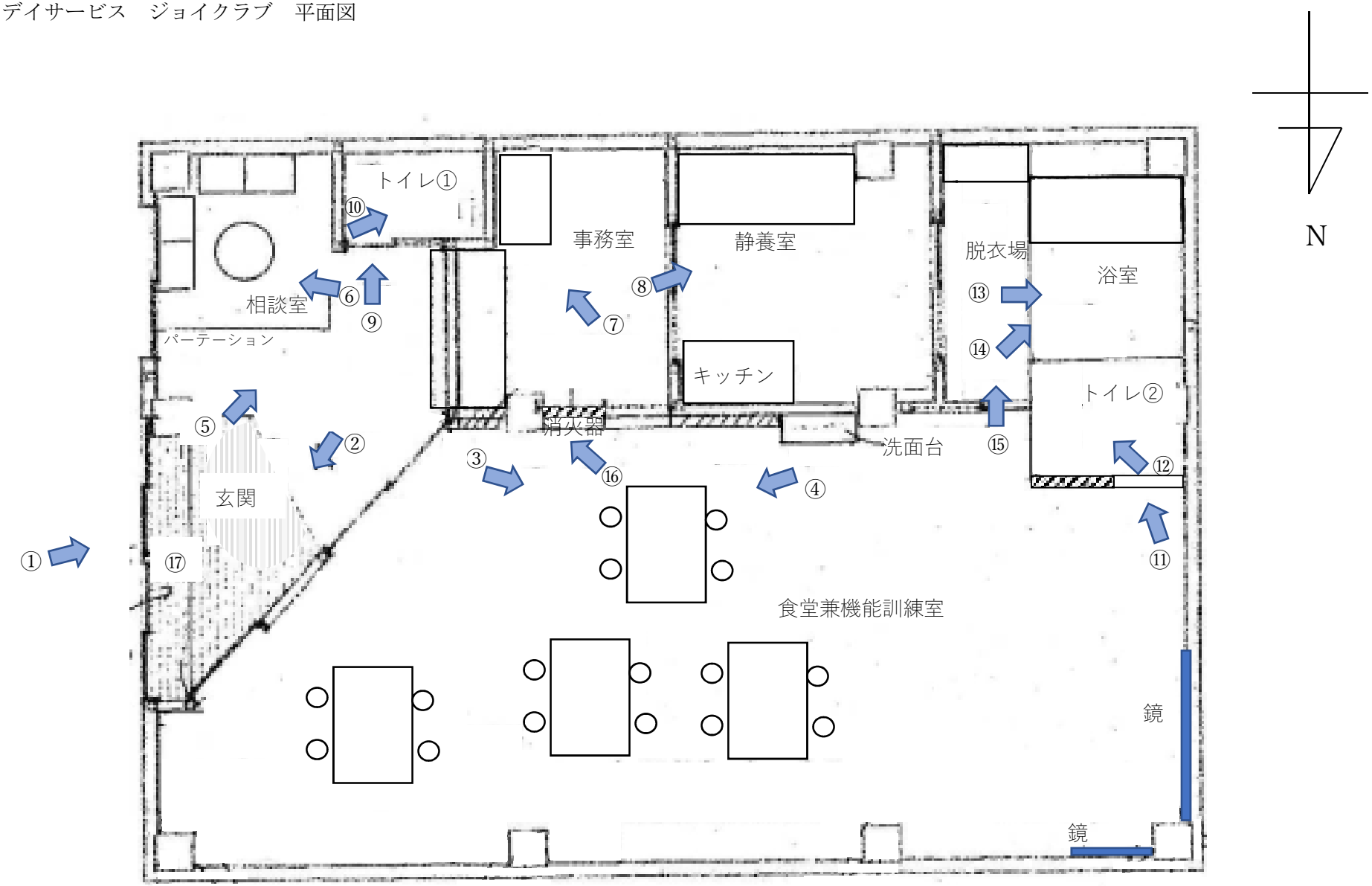

【現地写真】デイサービス　ジョイクラブ
（令和２年 11 月 18 日、12 月 10 日撮影）

① 外観

（12／10 撮影）

② 玄関

③ 食堂兼機能訓練室

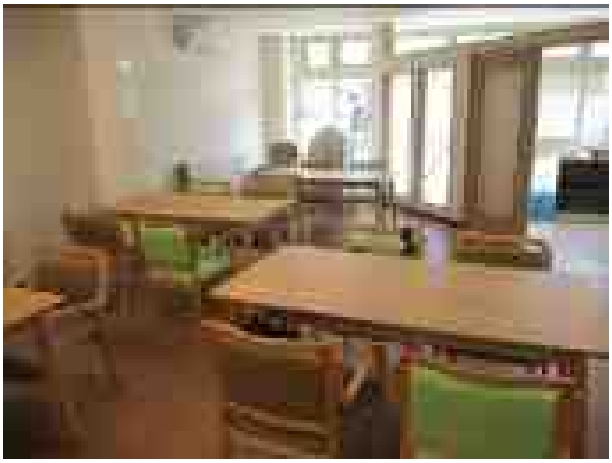

④ 食堂兼機能訓練室

⑤ 相談室（パーテーション）

（12／10 撮影）

⑥ 相談室

（12／10 撮影）

【現地写真】デイサービス　ジョイクラブ
（令和２年 11 月 18 日、12 月 10 日撮影）

⑦　事務室

⑧　静養室
（12／10 撮影）

⑨　トイレ①

⑩　トイレ①

⑪　トイレ②

⑫　トイレ②

【現地写真】デイサービス　ジョイクラブ
（令和２年 11 月 18 日、12 月 10 日撮影）

⑬　浴室

⑭　浴室

⑮　脱衣場

⑯　消火器

⑰　非常口